

四半期報告書

(第85期第2四半期)

株式会社力ネカ

E 0 0 8 7 9

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社カネカ

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
1 【主要な設備の状況】	10
2 【設備の新設、除却等の計画】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	17
3 【役員 の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【四半期会計期間】 第85期第2四半期
(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社カネカ

【英訳名】 KANEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅原公一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

【電話番号】 (06)6226—5169

【事務連絡者氏名】 経理部長 岸根正実

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 (03)5574—8001

【事務連絡者氏名】 総務部東京総務グループリーダー 栢野宣昭

【縦覧に供する場所】 株式会社カネカ東京本社
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第85期 第2四半期連結 累計期間	第85期 第2四半期連結 会計期間	第84期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	248,925	124,471	502,968
経常利益 (百万円)	10,218	4,061	33,866
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,953	958	18,817
純資産額 (百万円)	—	267,426	267,598
総資産額 (百万円)	—	461,944	452,620
1株当たり純資産額 (円)	—	768.04	767.68
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	14.56	2.82	55.10
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	14.55	2.82	55.09
自己資本比率 (%)	—	56.5	57.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,600	—	39,418
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,864	—	△34,988
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,914	—	△4,433
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	19,496	21,988
従業員数 (名)	—	7,503	7,498

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における関係会社の異動のうち、主要なものは次のとおりであります。

(連結子会社)

食品事業

- ・東京カネカ食品販売(株)を存続会社として、東北カネカ食品販売(株)を吸収合併いたしました。
- ・カネカ食品販売(株)を存続会社として、中国カネカ食品販売(株)を吸収合併いたしました。

(持分法適用関連会社)

機能性樹脂事業

- ・以下の会社を持分法適用関連会社といたしました。

(名称) セメダイン(株) (住所) 東京都品川区

(資本金) 3,050百万円 (主要な事業の内容) 機能性樹脂の加工及び販売

(議決権に対する提出会社の所有割合) 29.99%

(関係内容) ・役員の兼任等…無

・資金援助…無

・営業上の取引等…当社製品の加工及び販売を行っております。

(注) セメダイン(株)は、有価証券報告書提出会社であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	7,503[1,044]
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	3,251
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
化成品	20,909
機能性樹脂	22,558
発泡樹脂製品	15,464
食品	16,215
ライフサイエンス	7,021
エレクトロニクス	12,046
合成繊維、その他	6,384
合計	100,599

(注) 1 生産金額は売価換算値で表示しております。

2 連結会社間の取引が複雑で、セグメント毎の生産高を正確に把握することが困難なため、概算値で表示しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

主として見込み生産です。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
化成品	24,692
機能性樹脂	20,908
発泡樹脂製品	19,730
食品	30,535
ライフサイエンス	10,617
エレクトロニクス	11,284
合成繊維、その他	6,702
合計	124,471

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の世界経済は、米国発の金融危機が欧州はもとより新興国へも波及し、世界的な景気減速感が台頭してきております。さらに、下落傾向とはいえ依然高値圏で推移している資源価格の影響もあって、企業の設備投資意欲や消費者の購買意欲も減退してきており、実体経済への影響も懸念される展開となりました。

一方、わが国経済も、これまでの好調な輸出を支えてきた新興国の需要減退の影響や、国内消費のスローダウンにより、企業収益の伸び悩みや設備投資の鈍化、生産の停滞など景気減速が明確になってきております。

このような経済情勢の中、当社グループは、経営方針の実現に向けた3つの質的変革（「事業構造の変革」「研究開発の変革」「人材の変革」）を、スピードをあげて強力に進めるべく、重点戦略分野への経営資源の投入、成長のドライビングフォースとなる新事業の創出やグローバル展開の強化を図ってまいりました。また、既存事業は、競争力向上を目指したコスト改善や価格修正などにより収益力の改善に取り組んでまいりましたが、想定を上回る原燃料価格高騰、景気低迷や市場構造の変化などの急激な環境変化の影響を大きく受けております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の連結業績は、売上高が124,471百万円、営業利益が4,874百万円、経常利益が4,061百万円となりました。四半期純利益は、投資有価証券評価損1,350百万円、減損損失474百万円を特別損失として計上し、958百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、次のとおりであります。

① 化成品事業

塩化ビニール樹脂は、原料価格上昇分の価格転嫁は進んだものの、国内・輸出ともに低調でした。塩ビ系特殊樹脂は、国内需要や米国住宅市場低迷の影響を受けました。一方、か性ソーダは、需給が縮まり、総じて堅調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は24,692百万円、営業利益は392百万円となりました。

② 機能性樹脂事業

モディファイヤーは、米国の住宅市場低迷により販売不振であったほか、日本を含む極東・アジア地域においても需要が低迷しました。変成シリコーンポリマーは、米国市場向けが不振でしたが、欧州・日本市場は堅調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は20,908百万円、営業利益は2,064百万円となりました。

③ 発泡樹脂製品事業

原燃料価格が高騰を続け需要が低迷する中、販売数量維持、コストダウン及び価格転嫁に努めました。

以上の結果、当セグメントの売上高は19,730百万円、営業利益は207百万円となりました。

④ 食品事業

価格修正やコストダウン、新製品拡販に注力し、収益改善に努めましたが、原料価格高騰の影響を大きく受け低調でした。

以上の結果、当セグメントの売上高は30,535百万円、営業利益は227百万円となりました。

⑤ ライフサイエンス事業

医療機器は、販売が順調に拡大しました。また、医薬バルク・中間体も、堅調な販売となりました。機能性食品素材は、販売数量の増加により業績は改善傾向となっております。

以上の結果、当セグメントの売上高は10,617百万円、営業利益は1,844百万円となりました。

⑥ エレクトロニクス事業

エレクトロニクス製品の需要が低調に推移し、超耐熱性ポリイミドフィルムや液晶関連製品の販売数量が不振となっております。太陽電池の販売は、欧州を中心に引き続き需要が旺盛であり、輸出が堅調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は11,284百万円、営業利益は1,076百万円となりました。

⑦ 合成繊維、その他事業

合成繊維は、高付加価値品の販売に注力したものの、原料価格の高騰や円高の影響を大きく受け低調でした。

以上の結果、当セグメントの売上高は6,702百万円、営業利益は658百万円となりました。

所在地別セグメントの状況は、次のとおりであります。

① 日本

原燃料価格の高騰を販売価格に転嫁しきれず、加えて国内需要の低迷もあり、全般的に低調な販売となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は99,539百万円、営業利益は5,193百万円となりました。

② その他の地域

欧州地域は、引き続き太陽電池の需要が伸張しているほか、機能性樹脂も堅調な荷動きとなりました。一方、米国地域は、住宅市場低迷の影響などによる末端需要の落ち込みから、モディファイヤーを中心として低調な販売となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は24,931百万円、営業利益は1,250百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、換算差額を含めて1,221百万円の流出となりました。また、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、19,496百万円となりました。

区分毎の概況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の営業活動による資金の増加は、3,277百万円となりました。

その主な内容は、税金等調整前四半期純利益2,236百万円、減価償却費6,878百万円等による資金の増加と、たな卸資産の増加額5,691百万円等による資金の減少であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の投資活動による資金の支出は、8,753百万円となりました。

その主な内容は、有形固定資産の取得による支出8,330百万円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の財務活動による資金の増加は、4,506百万円となりました。

その主な内容は、借入の実施による収入等10,039百万円、社債の償還による支出5,000百万円等であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

石油等商品相場の急騰と急落、米国発の金融危機の全世界への波及と株安にドル安・ユーロ安・円高と、本年度に入ってから事業環境は、かつてないほど急速且つ大幅に変化し、日本も含め世界経済は景気後退期入りが見込まれております。

当社グループは、技術に基づく事業運営を中心とする「技術立社」を追求するとともに、3つの質的変革を成し遂げ、企業価値の向上を目指してきています。しかしながら、現在の大きな事業環境の変化が一過性のものではないと捉え、これに対応していくためには、抜本的な「事業構造の変革」の前倒しが急務であり、経営資源を大胆にコア事業に集中することでグループ全体を再度成長軌道に乗せていく所存であります。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」）を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかし、当社株式に対する大規模な買収行為が行われる場合には、株主に十分な情報提供が行われることを確保する必要があると考えます。また、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう敵対的かつ濫用的買収が当社を対象に行われた場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、必要・適正な対応策を採らなければならないと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上策として、以下の方針に沿って取り組んでおります。

○多角経営を基本に、高成長・高付加価値事業群と安定収益事業群を複合化しながら、高成長・高収益を実現する。

○経営資源を成長分野に重点投入するとともに、継続的なコスト改善活動により利益率の向上に取り組む。

○経営の推進力を「次の成長分野を睨んだ研究開発」、「海外事業展開の一層の強化」とこれらの共通の土台となる「高い目標に積極果敢に挑戦する人材」に置く。

また、当社では、当社グループの中期的に目指す将来像を、「差別化力のあるオリジナルな技術を武器として、高い成長性が見込まれる分野で多角的に事業を展開し、社会的に有用な新しい価値を提供し続けることで、その存在をグローバルに認知された企業グループ」と描き、その実現に向け、平成18年度からの3ヶ年に亘る中期計画を推進してまいりました。

さらに、昨今の当社を取り巻く事業環境が激変する中で、平成20年度から始まる新たな中期計画では、「技術立社」を高く掲げ、「質的変革」を追求し、事業と人の成長による企業価値の向上を目指して、以下を重点項目として経営諸施策を遂行してまいります。

○技術を経営の根幹に置き、経営方針と技術戦略を一体化させ、技術が成長をけん引する企業を目指す。

○「事業構造の変革」、「研究開発の変革」及び「人材の変革」の3つの質的変革を成し遂げる。当社の技術の強みを認識し、成長分野で当社として先端事業と位置付けるものを大きく伸ばす事業構造に変革する。さらに、オリジナリティーのある技術を確立し、スピードと実現力のある研究開発の変革と、変革を実現するチャレンジ精神豊かな人材の変革を実現する。

○当社の得意技術が活かせる機能性樹脂分野、エレクトロニクス分野、ライフサイエンス分野を重点戦略分野として、引き続き重点的に経営資源を投入していく。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます）を、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。本プランの概要は以下のとおりであります。

イ. 本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます）を対象とします。

ロ. 当社の株券等に対する大規模買付行為を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続（以下、「大規模買付ルール」といいます）を予め定めておいて、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主の皆様に対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保します。

ハ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対して新株予約権の無償割当等の対抗措置を取ることがあります。

- ニ. 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対し、対抗措置の発動の可否を諮問します。対抗措置の発動の可否は、当社取締役会の決議によりますが、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ホ. 本プランの有効期間は、導入の日から3年経過後に最初に招集される定時株主総会終結の時までとします。

④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、前号の取組みが、本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の状態を維持するものでないこと、という三つの要件に該当すると判断しております。その理由は、以下に記載するとおりであります。

- イ. 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。
- ロ. 本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されたものです。
- ハ. 本プランの有効期間は導入の日から3年経過後に最初に招集される定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意思を重視するものであります。
- ニ. 当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、社外監査役、社外有識者から構成される特別委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。このように特別委員会によって当社取締役の恣意的行動を厳しく監視し、その勧告の概要及び判断の理由等は適時に株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。
- ホ. 本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置が合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。
- ヘ. 大規模買付者が出現した場合には、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者専門家の助言を得ることができるとされており、特別委員会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。
- ト. 本プランは、当社株主総会で廃止することができるとされており、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は4,400百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 前四半期連結会計期間末において計画中であったカネカテキサスCorp.（海外子会社）の塩ビ系特殊樹脂製造設備の新設については、平成20年7月に完了いたしました。これに伴い、同子会社における生産能力は年間21,000tとなる見込みであります。
- (2) 当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画及び重要な設備の除却計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	350,000,000	350,000,000	東京(市場第一部)、 大阪(市場第一部)、 名古屋(市場第一部) 各証券取引所	—
計	350,000,000	350,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

平成19年8月8日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成19年9月11日～平成44年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注) 1 発行価格 884 資本組入額 442
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

- 2 ①新株予約権者は、平成19年9月11日から平成44年9月10日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。
- ③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 3 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式といたします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）1に準じて決定します。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。
 - ⑧新株予約権の取得事項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができます。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日～平成45年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 1 発行価格 601 資本組入額 301
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

2 ①新株予約権者は、平成20年8月12日から平成45年8月11日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

②新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）1 に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。
- ⑧新株予約権の取得事項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができます。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2 に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	350,000	—	33,046	—	34,821

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	18,987	5.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	18,697	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	17,624	5.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	16,542	4.73
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	15,458	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,778	3.94
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	13,125	3.75
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	12,324	3.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,544	3.30
株式会社カネカ	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号	10,103	2.89
計	—	148,184	42.34

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数が、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)については18,697千株、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)については17,624千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)については16,542千株、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)については、13,778千株あります。

2 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成20年10月6日付けで大量保有報告書の提出があり、平成20年9月30日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平成20年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

なお、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	22,907	6.54

3 株式会社三菱東京UFJ銀行他2社から平成19年10月15日付けで大量保有報告書の提出があり、平成19年10月8日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平成20年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

なお、株式会社三菱東京UFJ銀行他2社の大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,544	3.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	15,710	4.39
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	538	0.15

4 株式会社りそな銀行、預金保険機構他1社から平成18年12月13日付けで大量保有報告書の提出があり、平成18年11月30日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平成20年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

なお、株式会社りそな銀行、預金保険機構他1社の大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	5,435	1.52
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	1,907	0.53
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	12,526	3.50

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,103,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 50,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 337,880,000	337,880	—
単元未満株式	普通株式 1,967,000	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	350,000,000	—	—
総株主の議決権	—	337,880	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が408株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カネカ	大阪市北区中之島 三丁目2番4号	10,103,000	—	10,103,000	2.89
(相互保有株式) セメダイン株式会社	東京都品川区東五反田 四丁目5番9号	50,000	—	50,000	0.01
計	—	10,153,000	—	10,153,000	2.90

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	728	820	797	754	729	686
最低(円)	620	704	693	615	621	559

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価であります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役 専務執行役員	経理部・財務部・情報システム部・総務部・関連会社支援部担当兼 I R 担当	取締役 専務執行役員	経理部・情報システム部・総務部・関連会社支援部担当兼 I R 担当	島崎 節夫	平成20年6月30日

(注) 前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの取締役以外の執行役員の異動は、次のとおりであります。

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
常務 執行役員	発泡樹脂・製品事業 本部長兼 P S P 部長	常務 執行役員	発泡樹脂・製品事業 本部長兼 P S P 部長 兼住宅資材部長	梶原 正寿	平成20年10月8日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,727	20,379
受取手形及び売掛金	111,185	113,224
有価証券	1,058	1,907
商品及び製品	46,913	42,880
仕掛品	11,308	9,436
原材料及び貯蔵品	23,395	18,996
その他	13,261	12,062
貸倒引当金	△433	△448
流動資産合計	225,416	218,439
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	53,398	51,626
機械装置及び運搬具（純額）	72,244	68,924
その他（純額）	39,095	40,064
有形固定資産合計	※1 164,737	※1 160,615
無形固定資産	2,001	2,822
投資その他の資産		
投資有価証券	49,404	53,506
その他	20,677	17,535
貸倒引当金	△293	△298
投資その他の資産合計	69,788	70,743
固定資産合計	236,527	234,181
資産合計	461,944	452,620

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68,318	67,921
短期借入金	28,765	22,020
未払法人税等	4,283	4,946
引当金	—	107
その他	41,844	39,186
流動負債合計	143,212	134,182
固定負債		
社債	5,000	10,000
長期借入金	21,836	17,207
退職給付引当金	18,159	18,218
引当金	243	234
その他	6,065	5,179
固定負債合計	51,305	50,840
負債合計	194,517	185,022
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,046	33,046
資本剰余金	34,836	34,836
利益剰余金	197,776	194,740
自己株式	△9,306	△9,017
株主資本合計	256,353	253,607
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,528	10,625
繰延ヘッジ損益	2	3
為替換算調整勘定	△3,840	△2,974
評価・換算差額等合計	4,689	7,655
新株予約権	75	50
少数株主持分	6,307	6,285
純資産合計	267,426	267,598
負債純資産合計	461,944	452,620

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	248,925
売上原価	191,907
売上総利益	57,018
販売費及び一般管理費	※1 46,857
営業利益	10,160
営業外収益	
受取配当金	726
投資有価証券売却益	495
為替差益	656
その他	821
営業外収益合計	2,700
営業外費用	
支払利息	647
固定資産除却損	702
その他	1,292
営業外費用合計	2,642
経常利益	10,218
特別損失	
投資有価証券評価損	1,350
減損損失	474
特別損失合計	1,824
税金等調整前四半期純利益	8,394
法人税、住民税及び事業税	3,808
法人税等調整額	△521
法人税等合計	3,286
少数株主利益	154
四半期純利益	4,953

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	124,471
売上原価	96,374
売上総利益	28,097
販売費及び一般管理費	※1 23,223
営業利益	4,874
営業外収益	
受取配当金	150
投資有価証券売却益	459
その他	563
営業外収益合計	1,173
営業外費用	
支払利息	340
固定資産除却損	392
その他	1,253
営業外費用合計	1,986
経常利益	4,061
特別損失	
投資有価証券評価損	1,350
減損損失	474
特別損失合計	1,824
税金等調整前四半期純利益	2,236
法人税、住民税及び事業税	1,335
法人税等調整額	△158
法人税等合計	1,177
少数株主利益	100
四半期純利益	958

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	8,394
減価償却費	13,300
減損損失	474
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△473
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△22
受取利息及び受取配当金	△891
支払利息	647
持分法による投資損益 (△は益)	12
固定資産処分損益 (△は益)	423
投資有価証券評価損益 (△は益)	1,350
売上債権の増減額 (△は増加)	1,169
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,196
仕入債務の増減額 (△は減少)	563
その他	△976
小計	13,775
利息及び配当金の受取額	891
利息の支払額	△713
法人税等の支払額	△4,351
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△13,734
無形固定資産の取得による支出	△514
投資有価証券の取得による支出	△391
投資有価証券の売却による収入	730
関係会社株式の取得による支出	△760
貸付けによる支出	△15
貸付金の回収による収入	68
その他	△248
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,864
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,752
長期借入れによる収入	5,016
長期借入金の返済による支出	△465
社債の償還による支出	△5,000
リース債務の返済による支出	△285
配当金の支払額	△2,722
少数株主への配当金の支払額	△117
少数株主からの払込みによる収入	36
自己株式の取得による支出	△305
自己株式の売却による収入	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,914
現金及び現金同等物に係る換算差額	△142
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,491
現金及び現金同等物の期首残高	21,988
現金及び現金同等物の四半期末残高	19,496

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、(株)ソーラーサーキットの家は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間において、東北カネカ食品販売(株)は東京カネカ食品販売(株)と、中国カネカ食品販売(株)はカネカ食品販売(株)と合併しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 51社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社 ①持分法適用関連会社の変更 当第2四半期連結会計期間より、セメダイン(株)は株式を追加取得したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>②変更後の持分法適用関連会社の数 3社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ106百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は9百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ21百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロまたは残価保証額として算定する方法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものとしてリース資産を計上する方法によっております。これにより、リース資産が有形固定資産その他に1,061百万円、無形固定資産に54百万円計上されております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を一部省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 なお、一部の連結子会社では、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。
4. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加減算項目や税額控除項目のうち、僅少なものを省略する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
重要な減価償却資産の減価償却の方法	当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、一部の固定資産について耐用年数を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ162百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 446,670百万円 2 偶発債務 保証債務 連結会社以外の会社及び連結会社における顧客等の銀行等よりの借入に対する保証 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 230百万円 連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する経営指導念書等 TGA ペーストリーカンパニー Pty. Ltd. 199百万円 カネカファーマベトナム Co.,Ltd. 147百万円 受取手形裏書譲渡高 164百万円 受取手形割引高 803百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 445,957百万円 2 偶発債務 保証債務 連結会社以外の会社及び連結会社における顧客等の銀行等よりの借入に対する保証 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 222百万円 連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する経営指導念書等 TGA ペーストリーカンパニー Pty. Ltd. 173百万円 カネカファーマベトナム Co.,Ltd. 153百万円 受取手形裏書譲渡高 151百万円 受取手形割引高 745百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1 主要な費目及びその金額 荷造運搬費 12,608百万円 給料及び賃金 8,334百万円 退職給付引当金繰入額 845百万円 研究開発費 8,677百万円

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
※1 主要な費目及びその金額 荷造運搬費 6,354百万円 給料及び賃金 4,339百万円 退職給付引当金繰入額 268百万円 研究開発費 4,400百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)
現金及び預金 18,727百万円 有価証券 1,058 〃 預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△289 〃</u> 現金及び現金同等物 19,496百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 350,000 千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,118 千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 75百万円(提出会社 75百万円)

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,722	8	平成20年3月31日	平成20年5月28日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,719	8	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	化成品 (百万円)	機能性 樹脂 (百万円)	発泡樹脂 製品 (百万円)	食品 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	エレクトロ ニクス (百万円)	合成繊維、 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	24,692	20,908	19,730	30,535	10,617	11,284	6,702	124,471	—	124,471
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	760	87	56	4	—	—	1,531	2,440	(2,440)	—
計	25,453	20,995	19,787	30,539	10,617	11,284	8,234	126,911	(2,440)	124,471
営業利益	392	2,064	207	227	1,844	1,076	658	6,472	(1,598)	4,874

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	化成品 (百万円)	機能性 樹脂 (百万円)	発泡樹脂 製品 (百万円)	食品 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	エレクトロ ニクス (百万円)	合成繊維、 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	50,797	41,827	38,035	61,570	20,616	22,453	13,624	248,925	—	248,925
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,575	188	115	7	—	—	3,137	5,023	(5,023)	—
計	52,372	42,015	38,151	61,577	20,616	22,453	16,761	253,949	(5,023)	248,925
営業利益又は 営業損失(△)	1,802	3,680	△121	906	3,355	2,006	1,742	13,372	(3,211)	10,160

(注) 1. 事業区分は製品の種類、用途、製造方法、市場の類似性並びに製造過程における相互関連性、開発の基盤共通性等を総合的に判断し、取り決めております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 化成品事業・・・塩化ビニール樹脂、塩ビコンパウンド、か性ソーダ、塩化物、塩ビ系特殊樹脂
- (2) 機能性樹脂事業・・・モディファイヤー、変成シリコーンポリマー、耐候性MMA系フィルム
- (3) 発泡樹脂製品事業・・・発泡スチレン樹脂・成型品、押出發泡ポリスチレンボード、
発泡スチレンペーパー、ビーズ法発泡ポリオレフィン、塩ビサッシ
- (4) 食品事業・・・マーガリン、ショートニング、高級製菓用油脂、パン酵母、香辛料
- (5) ライフサイエンス事業・・・医薬品(バルク・中間体)、機能性食品素材、医療機器
- (6) エレクトロニクス事業・・・超耐熱性ポリイミドフィルム、液晶関連製品、複合磁性材料、巻線、太陽電池
- (7) 合成繊維、その他事業・・・アクリル系合成繊維(カネカロン)、エンジニアリング業務

3. 会計処理の方法の変更

・ 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、化成品事業が2百万円、機能性樹脂事業が90百万円、発泡樹脂製品事業が4百万円、食品事業が0百万円、ライフサイエンス事業が9百万円減少しております。

・ 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、機能性樹脂事業が10百万円増加し、発泡樹脂製品事業が0百万円、合成繊維、その他事業が0百万円減少しております。

4. 追加情報

・ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、一部の固定資産について耐用年数を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、化成品事業が3百万円、ライフサイエンス事業が6百万円増加し、機能性樹脂事業が8百万円、発泡樹脂製品事業が1百万円、食品事業が54百万円、エレクトロニクス事業が103百万円、合成繊維、その他事業が4百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	99,539	24,931	124,471	—	124,471
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,150	2,132	8,283	(8,283)	—
計	105,690	27,064	132,754	(8,283)	124,471
営業利益	5,193	1,250	6,444	(1,569)	4,874

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	199,932	48,993	248,925	—	248,925
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,758	4,225	15,984	(15,984)	—
計	211,691	53,218	264,909	(15,984)	248,925
営業利益	11,205	1,932	13,138	(2,977)	10,160

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域について「北米」「欧州」「アジア」に区分しておりますが、全セグメントの売上高の合計に占めるそれぞれの地域の割合が10%未満であるため「その他の地域」として一括して記載しております。

(1) 国又は地域の区分の方法……地理的近接度によります。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

その他の地域 北米……米国

欧州……ベルギー

アジア……マレーシア、シンガポール

2. 会計処理の方法の変更

- ・棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本が106百万円減少しております。

- ・「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、その他の地域が9百万円増加しております。

3. 追加情報

- ・重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、一部の固定資産について耐用年数を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本が162百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	14,963	9,494	15,330	4,883	44,672
II 連結売上高(百万円)					124,471
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.0	7.7	12.3	3.9	35.9

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	33,698	18,511	29,994	9,342	91,546
II 連結売上高(百万円)					248,925
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	13.5	7.4	12.1	3.8	36.8

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法……地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

アジア……中国、韓国、台湾

北米……米国、メキシコ

欧州……ベルギー、英国

その他の地域……アフリカ、オセアニア

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	22,428	36,960	14,532
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
計	22,428	36,960	14,532

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 当第2四半期連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について1,350百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第2四半期連結会計期間末の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動は認められません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 45百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	株式会社カネカ第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 75,000株
付与日	平成20年8月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年8月12日から平成45年8月11日まで。ただし、新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	600

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)		前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	768円04銭	1 株当たり純資産額	767円68銭

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

第 2 四半期連結累計期間

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	14円56銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	14円55銭

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益金額(百万円)	4,953
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,953
普通株式の期中平均株式数(千株)	340,291
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
普通株式増加数(千株)	65
(うち新株予約権(千株))	(65)

第2 四半期連結会計期間

当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2円82銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円82銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益金額(百万円)	958
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	958
普通株式の期中平均株式数(千株)	340,256
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
普通株式増加数(千株)	76
(うち新株予約権(千株))	(76)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月31日の取締役会において、配当につき次のとおり決議しました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 2,719百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 8円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月5日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

株式会社カネカ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 浩 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 義 敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カネカの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カネカ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【会社名】 株式会社カネカ

【英訳名】 KANEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅原公一

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役専務執行役員 島崎節夫

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社カネカ東京本社
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長菅原公一及び当社取締役専務執行役員島崎節夫は、当社の第85期第2四半期(自平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。